

## 9 農林水産業関係

### ア 農業・農産物等

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
農産物検査 (農林水産省)	農産物検査については、平成13年度以降、民間検査機関の登録や当該機関の検査員の養成等を適切に行い、平成18年度の検査の原則完全民営化に向けて、着実に民間移行を図る。	計画・農 水ア	登録の実施、民間 移行		措置
国内産糖製造事業者の 指定製造施設の設置承認 (農林水産省)	平成12年10月から新たな糖価調整制度を導入したところであり、甘味資源作物及び国内産糖企業の在り方についての環境変化の状況を踏まえ、甘味資源特別措置法第13条第2項第1号の規定について検討を行う。	計画・農 水ア	甘味資源作物及び国内産糖企業の在り方についての環境変化の状況を踏まえつつ検討・結論		
酪農事業施設の設置承認 (農林水産省)	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第10条第2項第3号については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正による新制度への移行(平成13年4月)に伴う、生乳流通の広域化の進展等の状況変化を踏まえ、酪農事業施設の設置承認を含めた制度の見直しを行う際に、見直しを行う。	計画・農 水ア	生乳流通の広域化の進展等の状況変化を踏まえ、酪農事業施設の設置承認を含めた制度の見直しを行う際には、併せて見直し		
中山間地域等直接支払制度 (農林水産省)	中山間地域等直接支払制度について、制度的確かつ効果的な運用を確保する観点から、その実施状況及び効果について必要な検証を行い、結果を公表する。また、その検証に基づき、中山間地域の農業をめぐる諸情勢の変化、農用地等の維持・管理の状況等を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行う。	計画・農 水ア	措置		
農地制度の改革 (農林水産省)	新たな食料・農業・農村基本計画の策定作業に併せ、農地制度の改革は、利害関係者が多岐にわたる国民的な課題であることを踏まえ、国民各層からの意見を聴取した上で、総合的な検討を実施し、所要の措置を講ずる。検討に当たっては、耕作者主義、農地制度の体系的・抜本的な見直し、農地の利用実態の的確な把握など総合規制改革会議第3次答申で明示した論点に十分留意する。	重点・農 水1(1) 〔計画・ 農水 a〕	検討	結論・逐次実施	
農業委員会制度の見直し	a 農業委員会の委員構成についての実態を把握し、制度運営の適正化を含め実質的に地域農	重点・農 水1(2)	措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
し (農林水産省)	業の振興に関心のある者の一層の参画を促す措置を講ずる。				
	b 市町村を越えて存在する農地の実態を調査し、農業委員会における意思決定に、入作の可能性のある他の市町村に住所を有する農業者等の意見を実質的に反映できる措置を講ずる。		措置		
	c 農業委員会の選任委員に、地域の実態を踏まえ、環境NGO等地域の環境問題に強く関心を持つ団体の代表者、農業の活性化に学識経験のある者、農産物の販売・流通等に知見の深い者等、多様な人材を含めるための措置を講ずる。		措置		
農地転用許可制度の運用の適正化 (農林水産省)	a 現に耕作の目的に供していない農地の一時的転用に係る許可申請について、もっぱら遊休農地の解消のために転用許可申請の書類に作付確約書を添付することを要件とすることがないように関係機関に通知する。	重点・別表6-51	措置		
	b 農地転用許可に係る事務処理の標準処理期間(6週間)を定めた通知の趣旨について、関係機関に周知する。	重点・別表6-50~52	措置		
農協制度の見直し (農林水産省)	a 農協が、真に担い手たる農業者の利益を目指し、協同組織としての機能を最大限に発揮するため、その事業運営や経営の健全性の確保の在り方等について抜本的に見直しを促進する。	計画・農水ア a	措置		
	b 組合員制度の実態、員外利用率の状況等を調査し、法令違反等のある場合はこれを是正するよう指導するなど所要の措置を講ずる。	計画・農水ア b	措置		
	c 信用・共済事業の在り方、信用・共済事業を含めた分社化、他業態への事業譲渡等の組織再編が可能となる措置を検討する。	計画・農水ア b	措置		
	d 総会への報告に当たっては、カントリーエレベーター等主要施設の収支明細を付するなど情報開示の充実について検討する。	重点・農水2(1)	検討・結論		
	e 准組合員が300万戸を超えている実態を踏まえ、准組合員制度の適切な運用のための措置を検討し、所要の措置を講ずる。	重点・農水2(2)	検討・措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	f 農協の子会社に対する適切な指導・監督・監査の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。	重点・農水2(3)	検討・措置		
公正な競争の確保 (公正取引委員会)	不公正な取引方法、不当な価格の引上げが行われないよう、独占禁止法違反の取締の強化を図る。	計画・農水ア b	逐次実施		
JAS法による玄米・精米の表示制度の見直し (農林水産省)	産地品種銘柄の認定が容易になされるよう、直接農政事務所が新規設定の申請を受付けた上、有識者の意見を聴いて銘柄設定をする仕組みを17年産米から導入し、要領を改正する。	重点・別表6-53	措置		
無糖ココア調製品の関税割当に係る報告の見直し (農林水産省)	無糖ココア調製品の関税割当に係る定期的な報告のあり方を見直し、措置する。	重点・別表6-54	措置		
株式会社等による農業経営(農地のリース方式)の解禁 (農林水産省)	a 構造改革特区で認められた「農地のリース方式」の全国展開については、その実施状況及び地域農業への効果、影響等の検証を行い、その評価を踏まえて全国展開について検討し、可能な限り速やかに結論を得る。	重点・AP12	検討・結論		
(内閣官房、農林水産省)	b 構造改革特区で講じられた規制の特例措置の効果等を評価するための民間人からなる委員会を平成15年7月中に設立し、年内に評価方法や基準等を検討する。認定された構造改革特区において実施されている規制の特例措置について、評価のための委員会で特段の問題の生じていないと判断されたものについては、速やかに全国規模の規制改革につなげる。		逐次実施		
肉骨粉の焼却灰の肥料利用の可能化	肉骨粉の焼却灰の肥料利用について、今後、食品安全委員会に食品健康影響評価を諮問し、その結果、牛の特定危険部位及びせき柱を原料から除いた牛の肉骨粉の焼却灰を肥料として利用する	重点・別表1-1003	措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
(農林水産省)	ことについての食品健康影響については無視できる程度であるとの判断が得られた場合は、製造及び出荷の停止の要請を解除する方向で検討する。				
発酵促進のために尿素等を使用した旨を表示した家畜ふん堆肥の生産・販売の容認 (農林水産省)	生産工程において発酵促進のための副資材として尿素、硫酸アンモニア等を加えた特殊肥料の「たい肥」について、当該資材を加えた旨の表示ができるよう基準を緩和する。	重点・別表5-1008	措置		

## イ その他

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
森林計画制度 (農林水産省)	a 森林整備の状況等に関する評価手法を整備する。 ----- b 森林に関する情報を的確かつ効果的に把握、分析するとともに、森林計画等に適切に反映できる情報管理体制の整備を行う。	計画・農水イ c	逐次実施（15年度より予算措置）	措置	
		計画・農水イ d	逐次実施（13年度より予算措置）	措置	
競走馬の出走制限 (農林水産省)	外国産馬の出走制限緩和について、日本中央競馬会において、平成11年11月に策定した「外国産馬の出走制限緩和計画」（計画期間：平成12年～16年）に沿って着実に実行する。	計画・農水工	計画実行・措置		
外国漁船の寄港の許可事務の地方支分部局への移管 (農林水産省)	瀬戸内・九州漁業調整事務所以外の漁業調整事務所の管轄区域に係る外国漁船の寄港許可に関する申請の許可事務を各漁業調整事務所が行うよう措置する。	重点・別表2-1007	措置		